

岡山県職員措置請求追加請求書

平成24年 4月26日

請求人 住 所 岡山市中区乙多見347番地
名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 光成卓明

岡山県監査委員 殿

第1 岡山県知事に対する追加措置請求の要旨

平成24年4月18日付岡山県職員措置請求(平成22年度岡山県議会政務調査費にかかる措置請求)に、下記の請求を追加する。

記

岡山県知事が、平成22年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費(残余金精算後の額)のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

第2 追加措置請求の理由

- 1 1万円以下の政務調査費の支出について
「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」(以下「条例」という)は、
 - i 第8条第1項において、議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない旨、
 - ii 同条第3項において、1件あたりの支出金額が1万円を超える政務調査費の支出については、収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない旨、各定めている。
- 2 本件各支出の違法性
 - i 本追加措置請求の対象とする支出

本追加措置請求の対象とした別紙違法支出金額一覧表記載の支出（以下「本件各支出」という）は、いずれも、各議員が、1件あたりの支出金額が1万円以下であるものとして、収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。

ii 本件各支出の違法性

ア 調査研究費中の食糧費、懇親会費（4名、138,900円）

調査研究費中の食糧費・懇親会費は、飲食を伴う会合等の参加費用と推定される。政務調査費を飲食費用に支出することは違法である。

イ 調査研究費中の会費、懇談会費、会派負担金等（6名、1,522,116円）

調査研究費中の会費・懇談会費等（所属の県議団の団費を含まない）は、①飲食を伴う会合等の参加費用か、②私的に加入している団体の会費と推定される。これらを政務調査費として支出することは違法である。（6名中の1名（井元議員）は「交通費・意見交換会」として351,551円を支出するが、内訳が不明なので、全額違法とするほかない。）

ウ 調査研究費中の交通費（1名、443,608円）

調査研究のための出張旅費、ガソリン代、タクシー代等が「調査研究費」として支出されるが、年間443,608円もの支出であれば、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②按分支出がされているとも考えがたいので、違法である。

エ 細目不明の調査研究費（4名、1,696,447円）

うち、①小田圭一議員は「会費」372,500円・会派団費36万円以外の778,552円を、②渡邊英気議員は会派団費36万円・「交通費」228,285円以外の247,820円を、③岡崎議員は会派団費36万円以外の449,075円を、④戸室議員は会派団費36万円・交通費173,200円・宿泊費115,600円・「会派負担金」98,000円・「懇親会費」88,000円・燃料費118,300円以外の221,000円を支出する。

どの議員の支出においても、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされていると考えがたく、③飲食を伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので、違法である。

オ 研修費中の参加費、会費等（10名、1,895,480円）

研修費中の参加費、会費等は、①1万円を超えることがむしろ通常であり、②飲食を伴う会合の参加費用（金額が多い議員（久徳議員491,390円、佐藤議員216,960円、渡邊英気議員398,000円、三村議員247,570円）や備考欄に「懇親会」と記載するもの（波多議員）は特にそうである）や私的に加入する団体等の会費を含むと推定されるので、違法であ

る。

カ 研修費中の交通・宿泊費（4名、586,187円）

研修費中の交通・宿泊費は、研修参加に要する交通費であり、県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが、県外で開催されるものについては1万円を超えることが通常である。各議員の支出額は久徳議員156,052円、渡邊英気議員98,650円、千田議員116,085円、戸室議員215,400円と相当の高額なので、①1万円を超える支出が含まれないとは考えられず、②前項記載の研修費中の参加費等の支出状況から考えれば、飲食を伴う会合の参加費用を含むと強く疑われるので、違法である。

キ 会議費中の食糧費、会議消耗品等（8名、2,045,944円）

会議費中の「食糧費」は、①会合参加者にふるまう菓子等の代金か、②飲食を伴う会合の参加費用と推定される。②は例外なく違法、①も菓子類が必要を超えて高額な場合は違法である。各議員の支出額は91,003円～498,404円と多額であり、1万円を超える支出が含まれないとは考えられない。うえ、上記①（違法な場合）または②のいずれかに該当し違法である。

（なお、浅野議員については内訳なしの295,669円中の領収書等が提出されている飲料・茶菓代金を除く135,086円、岡崎議員については内訳なしの「会議費」261,700円について、領収書等の提出がないが、内訳が明らかでないので、全額を違法とするほかない。）

ク 「会議費中の印刷費」及び「資料作成費中の議会資料作成費」（2名、486,926円）

小田圭一議員が「会議資料作成費」（「資料作成費」の全額）として103,239円を、渡邊英気議員が会議費中の「会議資料印刷費」として228,704円（全396,875円のうちトナー代168,171円を除く金額）、「議会資料作成費」（「資料作成費」の全額）として154,983円を、領収書の提出なく支出している。この金額の印刷費用の支出があつてなおかつ1万円を超える支出が含まれないとは考えがたい。また、「会議資料」「議会資料」作成費用がこの金額に達することは稀なので、名目外の支出がされていることも疑われる。

ケ 広報費中の送料（1名、321,187円）

久徳議員が「広報紙送料等」として356,614円を支出しているところ、うち郵送料・折り込み代35,427円分についてのみ領収書が提出されており、321,187円については領収書が提出されていない。送料としてこれだけの金額が支出されながら、なおかつ32万円余について1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、また、名目外の支出がなされていることも疑われる。

コ 事務費中の備品等購入費（5名、1,889,547円）

江本議員の「備品等購入」490,173円の内金316,420円、内山議員の「事務用品購入費」479,934円の内金396,669円、小田春人議員の「備品購入費」175,196円の全額（同議員は別に「事務用品」65,735円を支出している）、三村議員の496,476円（細内訳なし）の内金331,626円、千田議員の「電話・FAX通信費」142,616円の内金131,663円、「通信費」421,010円の内金248,010円、「事務用品購入費」370,101円の内金289,963円につき、領収書が提出されていない。

1年間にこれだけの金額の事務費が支出されて、なおかつ1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることが疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

3 かつ、本追加請求にかかる18名の議員のうち7名においては、政務調査費の支出総額に占める「1万円以下の支出」の率が異常に高い。18名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の「1万円以下支出」率平均値は25.6%であるが、久徳議員78.1%、小田圭一議員50.9%、渡邊英気議員62.0%、内山議員41.7%、小野議員73.4%、千田議員56.5%、戸室議員43.3%である。このようなことは常識上ありえないことであり、政務調査費の支出の多くの部分について、本来提出しなければならない領収書を「支出額1万円以下」と偽って提出せずにすませている蓋然性も高い。このようなことが許容されている場合は、制度の根幹が揺らぐことになる。

4 よって、岡山県知事が後記各議員に対して別表記載の違法に支出された政務調査費の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、頭書のとおり、証拠書類を添付して、追加して厳正な措置を請求する。（なお、証拠書類としては、さきの措置請求に添付して提出済みのものも援用する。）

違法支出金額一覧表

(議員名)	(収支報告書科目)	(備考欄の費目)	(違法支出額)	
1 中塚周一	調査研究費	食糧費	10,100 円	
2 江本公一	会議費	食糧費	91,003 円	
	事務費	備品等購入内金	316,420 円	
3 岡本泰介	調査研究費	会費内金	36,000 円	
	調査研究費	食糧費	35,800 円	
4 浅野實	会議費	細内訳なし内金	135,086 円	
5 波多洋治	研修費	細内訳なし	59,400 円	
6 久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	535,645 円	
	研修費	研修会参加費	491,390 円	
	研修費	交通・宿泊費	156,052 円	
	会議費	会議費	579,277 円	
	広報費	広報紙送料等内金	321,187 円	
	研修費	細内訳なし	216,960 円	
8 井元乾一郎	調査研究費	交通費・意見交換会	351,551 円	
9 小田圭一	調査研究費	会費	372,500 円	
	調査研究費	細内訳外	778,552 円	
	研修費	細内訳なし	122,480 円	
	資料作成費	細内訳なし	103,239 円	
	調査研究費	調査研究費	247,820 円	
10 渡邊英気	研修費	研修会参加費	398,000 円	
	研修費	交通費	98,650 円	
	会議費	会議資料印刷費内金	228,704 円	
	会議費	会議消耗品費	140,830 円	
	資料作成費	議会資料作成費	154,983 円	
	11 内山登	調査研究費	会費内金	128,420 円
		事務費	事務用品購入費内金	396,669 円
12 小野泰弘	研修費	研修会参加費	98,000 円	
	会議費	食糧費	184,812 円	
13 河本勉	調査研究費	食糧費	5,000 円	
14 岡崎豊	調査研究費	細内訳なし	449,075 円	
	会議費	細内訳なし	261,700 円	
15 小田春人	研修費	細内訳なし	145,680 円	
	会議費	食糧費	154,832 円	

	事務費	備品購入費	175,196 円
16	三村峰夫	研修費	247,570 円
	事務費	細内訳なし	331,626 円
17	千田博通	調査研究費	443,608 円
	研修費	交通費	29,000 円
	研修費	会費	116,085 円
	会議費	旅費	498,404 円
	事務費	食糧費	131,663 円
	事務費	電話・FAX 通信費内金	248,010 円
	事務費	通信費内金	289,963 円
18	戸室敦雄	事務用品購入費内金	98,000 円
	調査研究費	会派負担金等	88,000 円
	調査研究費	懇親会費	221,000 円
	調査研究費	調査研究費	87,000 円
	研修費	研修会参加費	115,600 円
	研修費	交通費	99,800 円
	研修費	宿泊費	

(合計)

11,026,342 円